

## 会議議事録

|   |                      |                     |
|---|----------------------|---------------------|
| 件名  | 第30回瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会 |                     |
| 日時  | 令和4年11月24日(木曜日)      | 午前10時から12時まで        |
| 場所  | 瀬谷四丁目町内会館 会議室        |                     |
| 出席者   | 瀬谷第一地区連合町内会          | ロイヤルシャトー横濱瀬谷管理組合    |
|   | 中原町内会                | 株式会社マルエツ 不動産管理部     |
|   | 瀬谷駅自転車等放置防止推進協議会     | 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 |
|   | 瀬谷四丁目町内会             | 外部専門家               |
|   | 瀬谷駅北A地区街づくり研究会       | 瀬谷区役所               |
|   | ライフプラザ横浜瀬谷住宅部分管理組合   |                     |
| 報告事項・議事内容   |                      |                     |
| <b>1 議決事項</b>   |                      |                     |
| (1) 瀬谷駅北口駅前広場駐輪場の年間報告及び事業評価について   |                      |                     |
| ア 年間報告及び質疑  |                      |                     |
| ・事業者から令和3年度の利用状況について説明を行った。   |                      |                     |
| ・年間報告の際に、当該年度の報告のみではなく、前年度や前々年度の比較があったほうが傾向がわかって良いとの意見があり、次回から対応することとなった。 |                      |                     |
| イ 事業評価  |                      |                     |
| ※事業者(日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社)及び外部専門家は一時退室                                     |                      |                     |
| ・協定書第5条及び同条3項により、令和5年3月31日で事業期間が満了する。                                     |                      |                     |
| ・最終年度にあたる本年は事業評価を行った。   |                      |                     |
| ウ 事業期間満了の通知   |                      |                     |
| ・協定書第6条より、期間満了の3箇月前までに事業者はその旨を通知するため、資料に基づき通知文案を確認した。                     |                      |                     |
| (2) 瀬谷駅北口駅前広場駐輪場の管理運営等業務の事業期間満了に伴う事業の延長について                               |                      |                     |
| ア 事業期間延長に関する協議  |                      |                     |
| ※事業者(日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社)が再入室   |                      |                     |
| ・協定書第5条3項に基づき、事業延長についての協議を事業者と行った。  |                      |                     |
| →協議会と事業者、共に事業延長をする意向で一致した。  |                      |                     |
| イ 事業の延長期間及び延長の手続き   |                      |                     |
| ・協定書第5条3項及び4項では、延長期間は1年間と定めており、再延長を行うことで最長平成36(令和6)年3月31日までとしている。         |                      |                     |
| ・配布資料に基づき、延長手続きについて協議した結果、両者間で事業期間の延長に関する協議書を交わすこととした。                    |                      |                     |

### (3) 瀬谷駅北口駅前広場「輝きフェスティバル」の実施について

- ・瀬谷駅北口駅前広場の並木に、イルミネーションの点灯と合わせ、地域活動の発表や交流の場を設けることを目的として、令和4年12月18日(日)(14:30 から17:00(予定))に実施する。
- ・主な内容は、ステージを設置しパフォーマンスを披露、沿道店舗によるテントでの総菜等の販売、区役所による区政のPR を行う。

## 2 議事

### (1) 瀬谷駅北口駅前広場「輝きフェスティバル」の実施に向けた意見交換

- ・イベントでスピーカーを使うため、マンションにお住まいの方に迷惑がかかるかもしれない。時間は 17 時で終わらせることと、マンションにお住まいの方にはスピーカーを使うイベントであることを別途お知らせする。
- ・イベント開催時の喫煙が心配である。総合司会から、受動喫煙を避けるようお伝えしてはどうか。
- ・ゴミが心配である。総合司会から持ち帰ってもらうことを伝え、最後にボランティア(イベント参加者を含め)で清掃を行ってはどうか。
- ・放置自転車への注意についても、総合司会から伝えてほしい。

### (2) 瀬谷駅北口駅前広場駐輪場の令和6年度以降契約について

- ・スケジュールや契約手法などを整理し明確にした上で、今後の進め方を確認する。

## 3 その他

- ・次回は、2月に開催したいと考えている。